

第4期 山都町男女共同参画計画

令和8年度（2026） ▶ 令和12年度（2030）



令和8年3月
熊本県山都町

はじめに



山都町長 坂 本 靖 也

誰もが自分らしく、いきいきと輝ける男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が急速に進む本町において喫緊の課題であり、達成すべき重要な目標でもあります。

国においては、「第6次男女共同参画基本計画」に基づき、「ウェルビーイング(well-being)」の向上を重視した社会づくりが進められています。また、熊本県においては、これまで「第5次熊本県男女共同参画計画」に基づき、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本理念とし、「あらゆる分野における女性の参画拡大」や「男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現」などを重点目標に掲げ、各種取り組みを進めてきました。

本町においても、これまでの3期にわたる計画をもとに、町民の皆さまへの意識啓発や男女共同参画の促進に取り組んでまいりました。この度策定する「第4期山都町男女共同参画計画」は、これまでの成果を継承しつつ、国や県の動向、そして町民の皆さまからのご意見を反映させた、今後5年間にわたる本町の取り組みの指針となるものです。

本計画の基本理念である、「誰もが認める ^{ひと}男と女とが ^{ひと}ステキに生きる町」を、単なるスローガンにとどめることなく、日々の暮らしの中で実感できる景色としていくためには、行政や事業者のみならず、町民の皆さまのご理解とご協力が必要不可欠です。男女共同参画社会の実現に向け、共に歩みを進めてまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、本計画についてご審議いただきました山都町男女共同参画社会促進懇話会委員の皆さま、その他ご協力いただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

令和8年3月

目 次

第1章 第4期山都町男女共同参画計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画をめぐる動き	3
3 計画期間	7
4 計画の位置づけ	7
第2章 山都町の現状	9
1 山都町の現状	10
2 アンケート調査結果	14
3 山都町の男女共同参画における課題	22
第3章 計画の基本理念・基本方針	25
1 計画の基本理念	26
2 山都町における男女共同参画推進のあり方	26
3 計画の基本方針	28
第4章 基本理念実現に向けた施策の展開	33
基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり	34
施策の柱1 固定的な性別役割分担意識の解消	34
施策の柱2 幼少期からの男女共同参画意識の形成	35
施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	37
施策の柱4 情報発信とロールモデルの可視化	38
基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり	39
施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進	39
施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進	40
施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援	42
基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）	43
施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進	43
施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	44
施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進	45
基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）	48
施策の柱1 男女間のあらゆる暴力の根絶	48
施策の柱2 相談体制の整備と被害者支援の充実	49
施策の柱3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化	51

第5章 計画の推進及び進捗管理	53
1 計画の推進体制	54
2 計画の進捗管理・評価	54
第6章 資料編	55
1 山都町男女共同参画社会促進懇話会委員	56
2 関係法令	57

第 1 章 第 4 期山都町男女共同参画計画の概要

第1章 第4期山都町男女共同参画計画の概要

1 計画策定の趣旨

一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、関係法を整備してきており、なかでも、人口減少や少子高齢化が進行する社会においては、女性の活躍が不可欠として、女性の登用の推進、子育て・介護等に配慮した柔軟な働き方の実現に向けた制度改革を進めているほか、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを進めています。

本町においては、2020（令和2）年に男女共同参画を推進するための行動プランとして「第3期山都町男女共同参画計画」を策定し、国等の施策の動向も踏まえながら、一人ひとりが輝き豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、各施策に取り組んできました。

近年は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）や男女共同参画の国際的潮流を踏まえ、誰一人取り残さない地域づくりの観点を一層重視しています。また、国では第6次男女共同参画基本計画策定作業が進められており（基本的考え方・素案公表）、働き方改革やジェンダー¹に基づく暴力根絶、防災・復興への参画拡大等の重点事項が示されています。

熊本県においても、第6次県計画（施策の方向性案）として、ウェルビーイング²の実現、意思決定分野への女性参画拡大、男女共同参画の視点による防災・復興、相談・支援体制の強化等が示されており、本町の取組との整合を図る必要があります。

本町は中山間地域である地理的特性や、農林業・観光等の地域産業、集落コミュニティの力を活かしつつ、家事・育児・介護等の負担の偏在是正、地域意思決定への多様な参画、災害時の配慮の強化など、町民の実情に根ざした施策を総合的に推進します。

¹ ジェンダー：生物学的な性別だけでなく、社会や文化の中でつくられた「性別に関する役割や考え方」を指します。

² ウェルビーイング（well-being）：健康だけでなく、安心感や満足感、つながりなども含めた「総合的な幸せ・生活の質」を指します。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国際社会の動き

男女共同参画は、人権の尊重と持続可能な社会づくりに関する国際的な共通課題として位置づけられています。各国は、女性の権利条約（CEDAW）等の国際枠組みを踏まえ、政治・経済・社会・文化の各分野での女性の参画拡大、ジェンダーに基づく暴力の根絶、教育・保健・就業機会の確保等に取り組んでいます。

国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標³）に掲げる目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心として、各目標と連動した取組の主流化（ジェンダー主流化）が進められており、我が国も G7・G20・APEC 等の国際的コミットメントに基づき、国内外の協調・貢献を求められています。

また、防災・復興における男女共同参画の推進は国際的にも重視されており、尊厳と安全を確保する観点から、平時からの計画・訓練・資機材整備への反映が求められています。

持続可能な開発目標（SDGs 17の目標）



³ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）：2015（平成27）年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成されています。

（２）国の動向

わが国では、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めてきています。しかしながら、固定的な性別による役割分担意識や男性中心型の労働慣行は依然として残っており、また、急速な少子化の進展や雇用環境の変化など、社会情勢が大きく変わる中、価値観やライフスタイル、性をめぐる概念等が多様化し、新たな状況への適切な対応が求められています。

特に、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げており、2015（平成 27）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定され、あらゆる分野における女性活躍推進の基本原則が定められたことにより、様々な法改正や制度改革が進められています。

第 6 次男女共同参画基本計画においては、「多様な幸せ（well-being）の実現」を掲げ、①ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方、②政策・方針決定過程への女性参画の拡大、③女性の所得向上と経済的自立、④ハラスメント防止、⑤教育・メディア等を通じた意識改革、⑥防災・復興における男女共同参画の徹底等を重点として整理しています。

とりわけ、地域における推進（女性にも選ばれる地域づくり、地域活動の男女共同参画、官民連携の強化）、各種制度の見直し、学習・広報の充実、国際協調の推進が明確化されています。

第 6 次男女共同参画基本計画の概要

基本的な考え方の構成

第 1 部 基本的な方針

第 2 部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第 1 分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第 2 分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第 3 分野 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 第 4 分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第 5 分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第 6 分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第 7 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第 8 分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第 9 分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第 10 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第 11 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第 12 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項

- ① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。
その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。
- ② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会に向け、**国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化**する必要。
- ③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に**女性にも選ばれる地域づくりを後押し**するため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の**各地域における男女共同参画の推進**。
- ④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、**テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進**を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、**ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援**の充実に取り組む必要。
- ⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して**困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援**に取り組む必要。
- ⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、**男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底**が必要。
- ⑧ 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、**あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保**するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

(3) 熊本県の動向

熊本県では、男女共同参画推進条例の下、第5次計画を推進してきました。第6次県計画（令和8～12年度）では、「基本方針1 多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成」、「基本方針2 自分らしく生きられる社会環境の整備・充実」、「基本方針3 計画推進のための体制の整備・強化」を掲げ、基本目標『「そういうもんだ」はもう終わり。楽しく自分スタイルで輝ける熊本へ』の実現を目指すこととしています。

第6次熊本県男女共同参画計画の施策体系

基本方針	施策の方向	主要施策
1 多様な幸せ (well-being)の 実現に向けた 価値観の醸成	(1) ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	① 働き方改革の更なる推進と多様な柔軟な働き方の実現 ② 共働き・子育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援、意識改革・理解促進 ③ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備
	(2) あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治分野における政策決定過程への女性の参画促進 ② 行政分野における政策・方針決定への女性の参画促進 ③ 経営参画と起業による経済分野での女性の活躍促進 ④ 理工系分野における女性人材の育成と参画促進 ⑤ 教育分野における意思決定への女性の参画促進 ⑥ 女性の参画が少ない分野での女性の活躍促進
	(3) 女性の所得向上と経済的自立の実現	① 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進等による女性の参画拡大・男女の均等な機会の確保 ② 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進 ③ 多様な働き方における就業環境の整備、再就職等への支援 ④ ハラスメントに関する意識啓発及び防止対策の徹底
	(4) 農林畜水産業における男女共同参画の推進	① 農林畜水産業分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
	(5) 生涯を通じた健康への支援	① 生涯にわたる健康の包括的な支援 ② 仕事と健康の両立への支援
	(6) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実	① ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 ② 性犯罪・性暴力への対策の推進 ③ こども・若者に対する性犯罪・性暴力への対策の推進 ④ 配偶者等への暴力(DV)の防止及び被害者の保護等の推進 ⑤ ストーカー事案への対策の推進 ⑥ ハラスメント防止対策の推進 ⑦ インターネットを利用した性暴力等への対応
	(7) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	① 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	(8) 防災・復興における男女共同参画の推進	① 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ② 防災・復興の現場における女性の参画拡大
2 自分らしく 生きられる 社会環境の 整備・充実	(1) 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進	① 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消 ② 若者・女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進 ③ 地域活動における男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	① 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し ② 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
	(3) 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	① 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ② メディア分野と連携した積極的な情報発信と人権の尊重
3 計画推進の ための体制の 整備・強化	(1) 県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制 ② 市町村との連携及び支援 ③ 国との連携
	(2) 企業や各種団体等との連携	

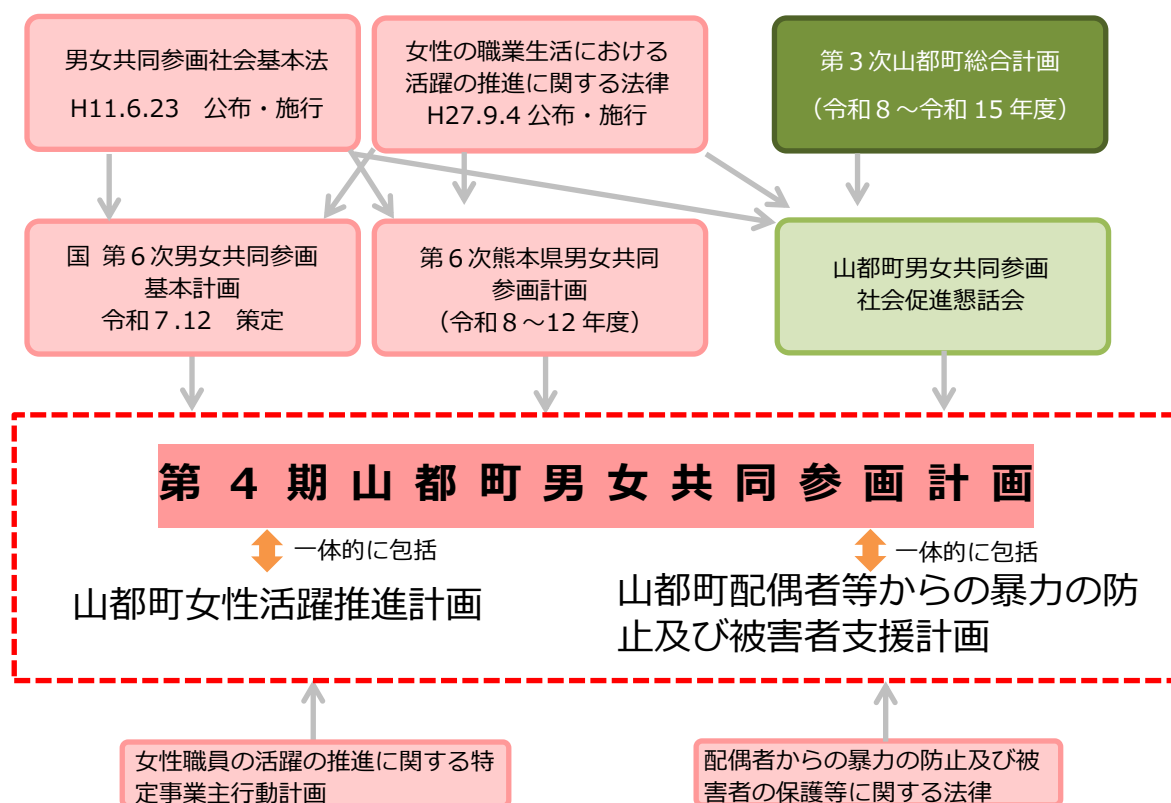
3 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 計画の位置づけ

第4期山都町男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」と女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村女性活躍推進計画」を一体的に策定したものとして位置づけるとともに、「DV対策基本計画」を本計画に包含したものとします。

さらに、第3次山都町総合計画の男女共同参画分野の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。





第 2 章 山都町の現状

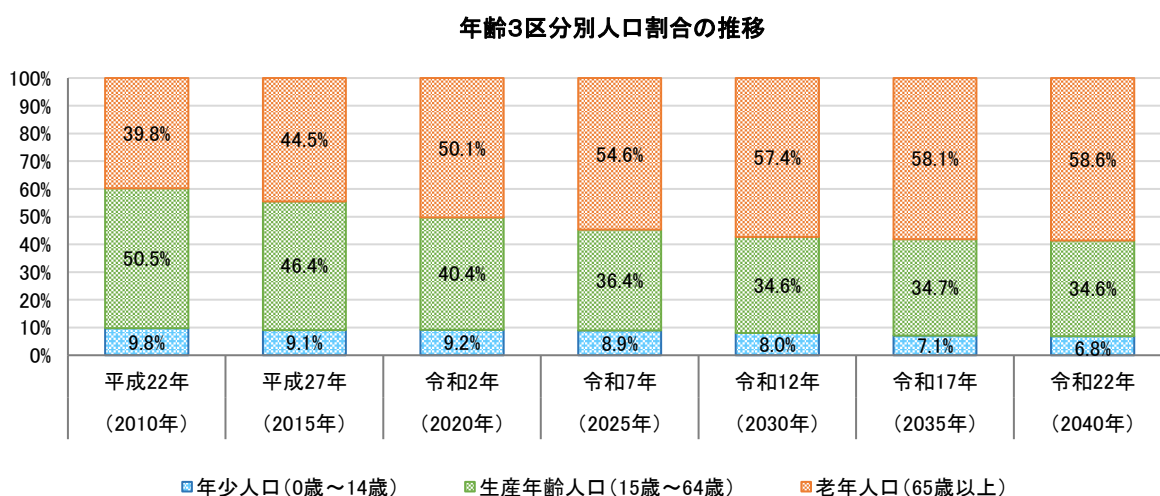
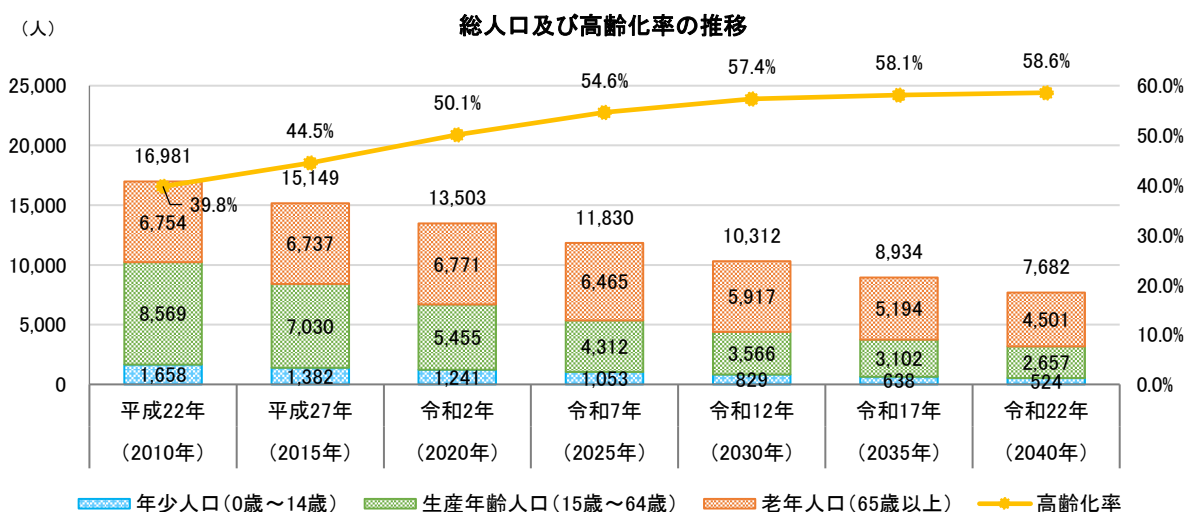
第2章 山都町の現状

1 山都町の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和2年 13,503 人で、平成22年以降減少傾向で推移し、特に年少人口及び生産年齢人口の減少が顕著となっています。

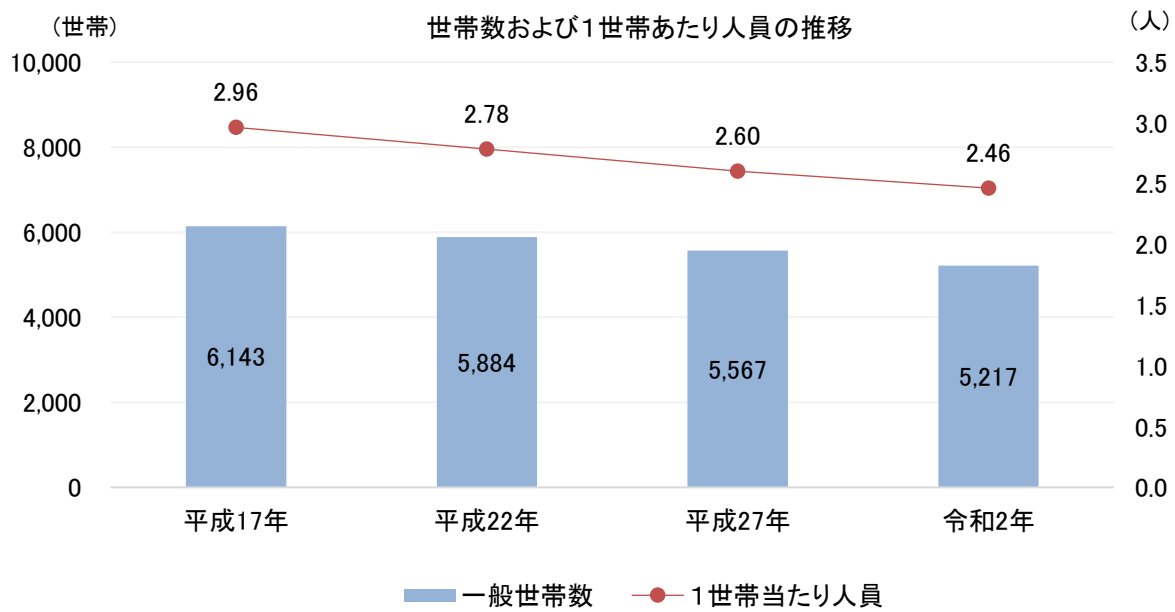
「地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所の推計試算によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年では 11,830 人（高齢化率 54.6%）、団塊の世代が 90 歳となる令和22年では 7,682 人（高齢化率 58.6%）まで、減少するものと見込まれています。



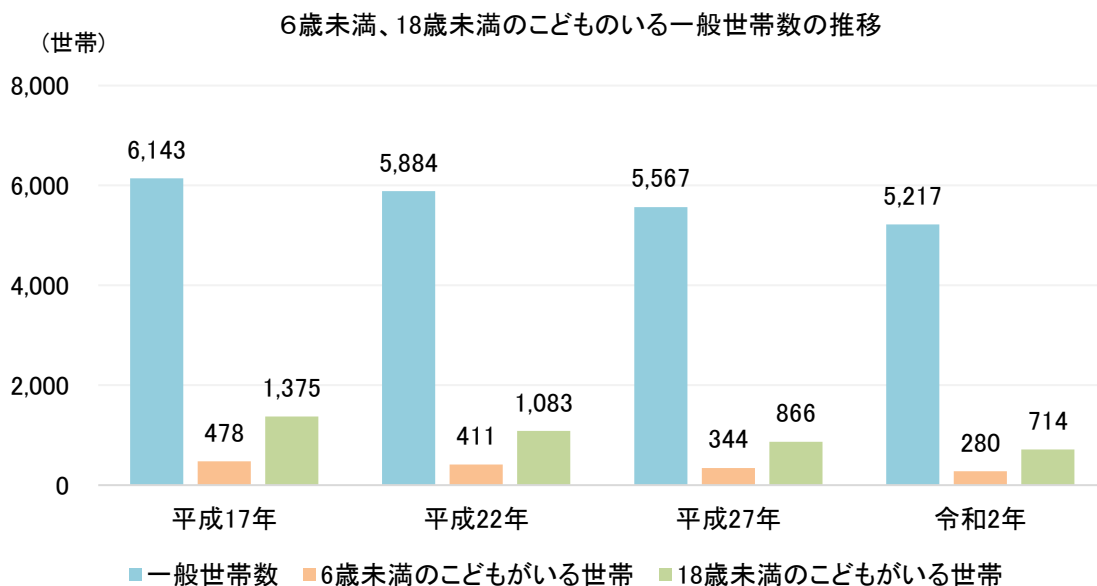
出典：2000 年～2020 年まで：総務省「国勢調査」
2025 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5(2023) 年推計）」

(2) 世帯の推移

世帯数は、令和2年では5,217世帯で平成17年から926世帯の減少となっています。また、世帯あたり人員も平成17年以降、減少傾向で推移しており、令和2年では2.46人と核家族化の進行が伺えます。



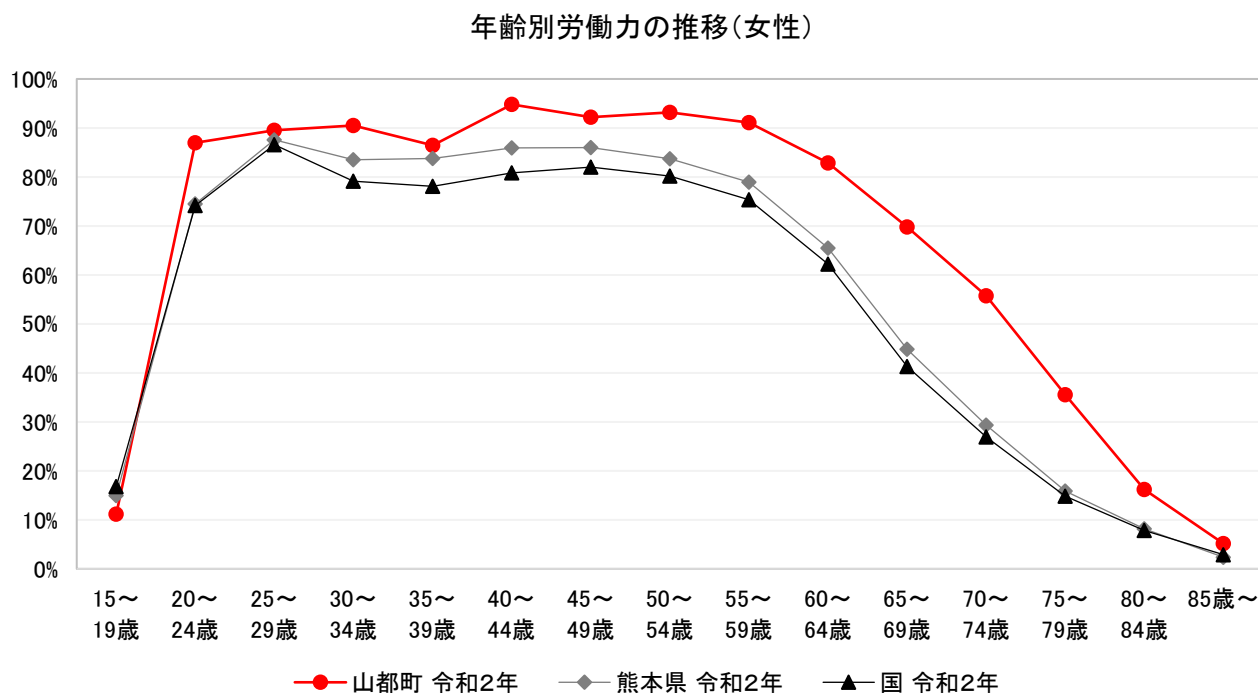
出典:「国勢調査」



出典:「国勢調査」

(3) 年齢階級別労働力率

就業率を熊本県・全国と比較すると、女性、男性ともに全世代で、熊本県・全国よりも高くなっています。女性は、熊本県・全国と類似した M 字型を示しており、特に 35～39 歳においては凹みが顕著となっています。

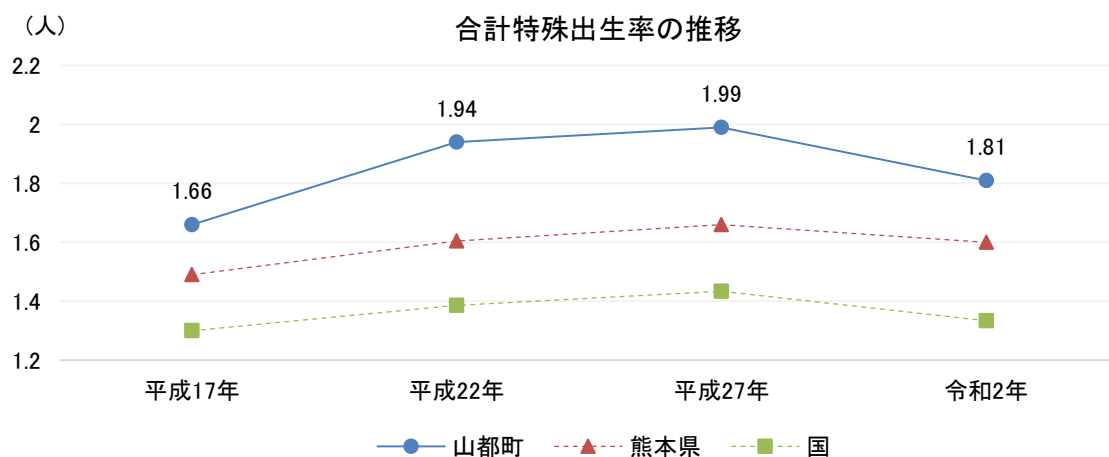


出典:人口動態統計

※M字カーブ:女性の年齢階級別労働率をグラフで表した時に「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られ、このグラフの形態を指します

(4) 合計特殊出生率の推移

本町の一人の女性が生涯に生むこどもの数を示す合計特殊出生率は、県、全国と比較すると高い状況にあります。平成 27 年までは上昇傾向にありましたが、令和 2 年に減少に転じています。



（５）各種委員会に占める女性委員の割合

本町の各種委員会に占める女性委員の割合は、令和７年では教育委員会が４０％、農業委員会が１０．５％となっています。

(%)

委員会名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
教育委員会	40	40	40	40	40
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	50	50	50	0	0
農業委員会	15.7	15.7	10.5	10.5	10.5
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0

※各種委員会とは、地方自治法 180 条の 5 に基づき設置されている執行機関

(資料:各年 4 月 1 日付)

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、山都町の皆様の男女共同参画についての意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会を実現させるための貴重な情報として活用することを目的として実施しました。

② 調査対象

満 18 歳以上の山都町民 1,300 人（無作為）

③ 調査期間

令和 7 年 1 月～令和 7 年 2 月に実施

④ 調査方法

郵送・WEB による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	回答者数	回答率
1,300 件	467 件	35.9%

(2) 調査結果

【男女共同参画に関する意識について】

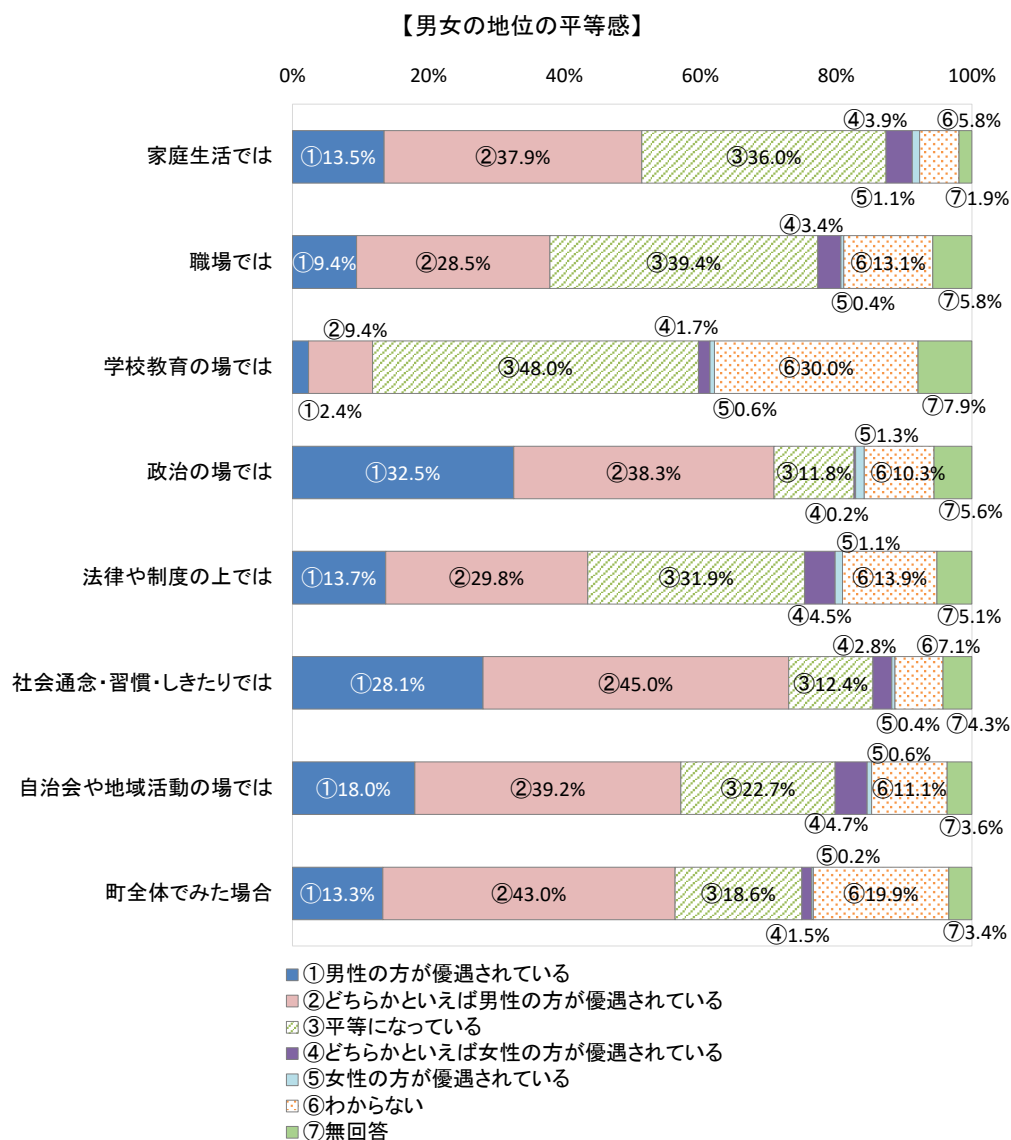
i) 社会の各分野における男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、平等感が高いのは「学校教育の場」が 48.0%、次いで「職場」が 39.4%、「家庭生活」が 36.0%となっています。

「職場」、「学校教育の場」以外では、「平等になっている」より『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が高く、依然として男女の役割分担に関する固定観念が根強く残っていることを示しています。

特に「政治の場」、「社会通念・習慣・しきたり」ではいずれも『男性優遇』の割合が7割以上を占め、その傾向が顕著です。

男女の平等な地位を実現するためには、男性、女性ともに相互の理解と協力を深め、これまでの慣習を見直し、改善に向けた取り組みが求められます。



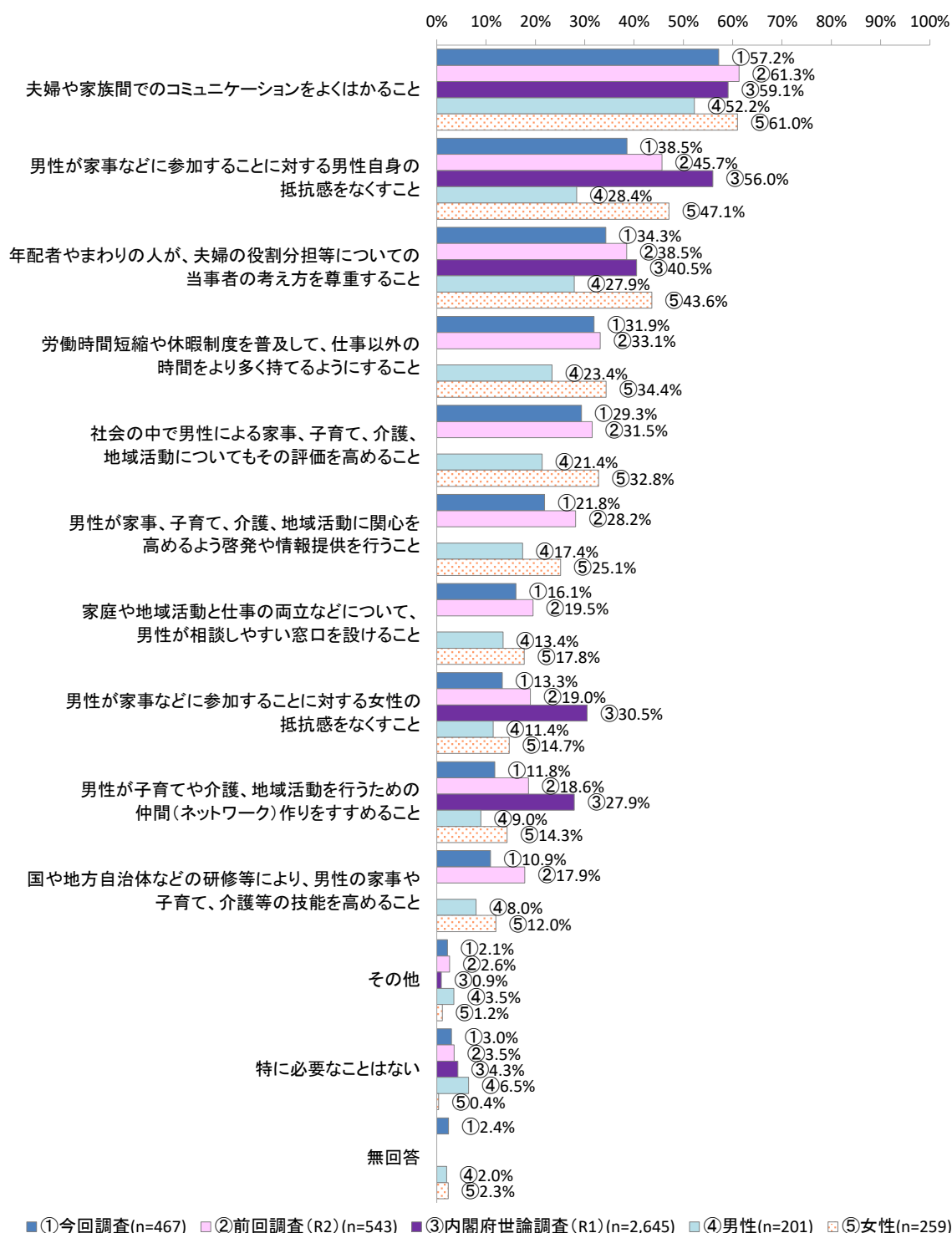
ii) 家庭内の役割分担

家庭内での役割分担については、全ての項目で『女性』（「どちらかといえば女性」＋「主に女性」）と回答した割合が高く、5割以上を占める。特に「食事の準備」、「食事の後片付け」、「掃除」ではいずれも7割以上となっており、家庭内における役割の多くを女性が担っている状況が伺えます。

「子どもの世話」、「介護」について男女別にみると、男性では「男性・女性同じ程度」、女性では『女性』の割合がいずれも最も高く、男女によって認識に差があることが分かります。

今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」57.2%が最も高く、次いで「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」38.5%、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること」34.3%となっています。家庭内での役割分担では、家事は主に女性が担い、また高齢者等の看護や介護、子育てについても女性が負担する部分が依然として多い現状があります。

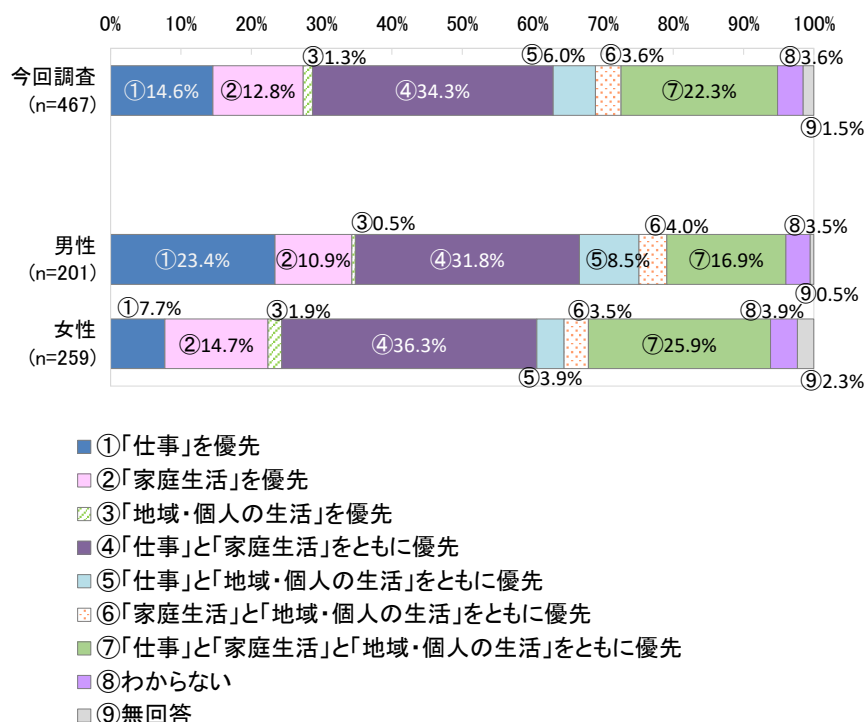
【男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要な取組】



iii) 生活の中の優先度

生活の中の優先度については、「仕事」と「家庭生活」をともに優先」することを望む男女が多くなっていますが、現実には、男性では「仕事を優先」が約3割、女性では「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」が3割と多くなっています。理想と現実の生活の優先度の違いを改善するために、今後は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。

(現状)



iv) 指導的立場への女性の進出について

女性に増えてほしい役職者は、「町議会議員」53.7%が最も高く、次いで「民生委員・児童委員」46.9%、「教育委員」36.8%となっています。

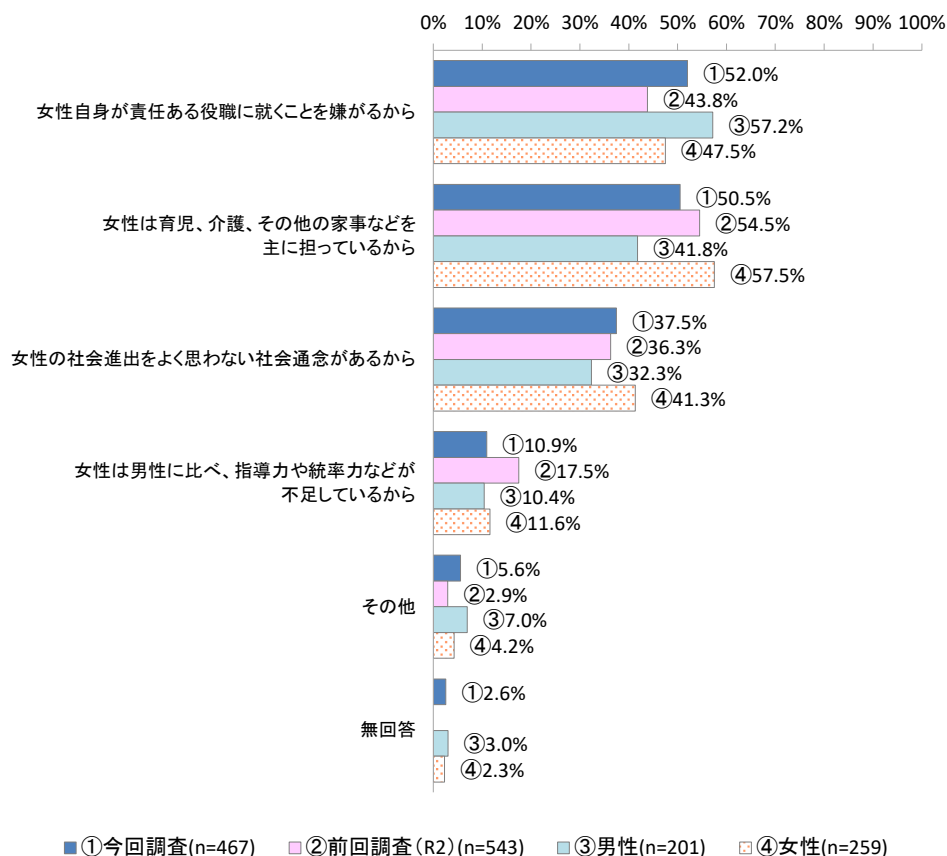
女性の役職者が少ない理由については、「女性自身が責任ある役職に就くことを嫌がるから」52.0%が最も高く、次いで「女性は育児、介護、その他の家事等を主に担っているから」50.5%、「女性の社会進出をよく思わない社会通念があるから」37.5%となっています。

男性は、「女性自身が責任ある役職に就くことを嫌がるから」、女性は、「女性は育児、介護、その他の家事等を主に担っているから」の割合がいずれも約6割と最も高くなっている。

指導的立場への女性の進出について、女性自身が役職に就くことを避ける傾向もみられるが、その背景には責任の重さや仕事と家庭の両立への不安、職場の支援体制の不足

等が大きく関係していると思われます。今後、より多くの女性が進出するためには、男性の家事、子育て、介護等への参加や職場環境の整備が必要です。

【女性リーダーが少ない理由】

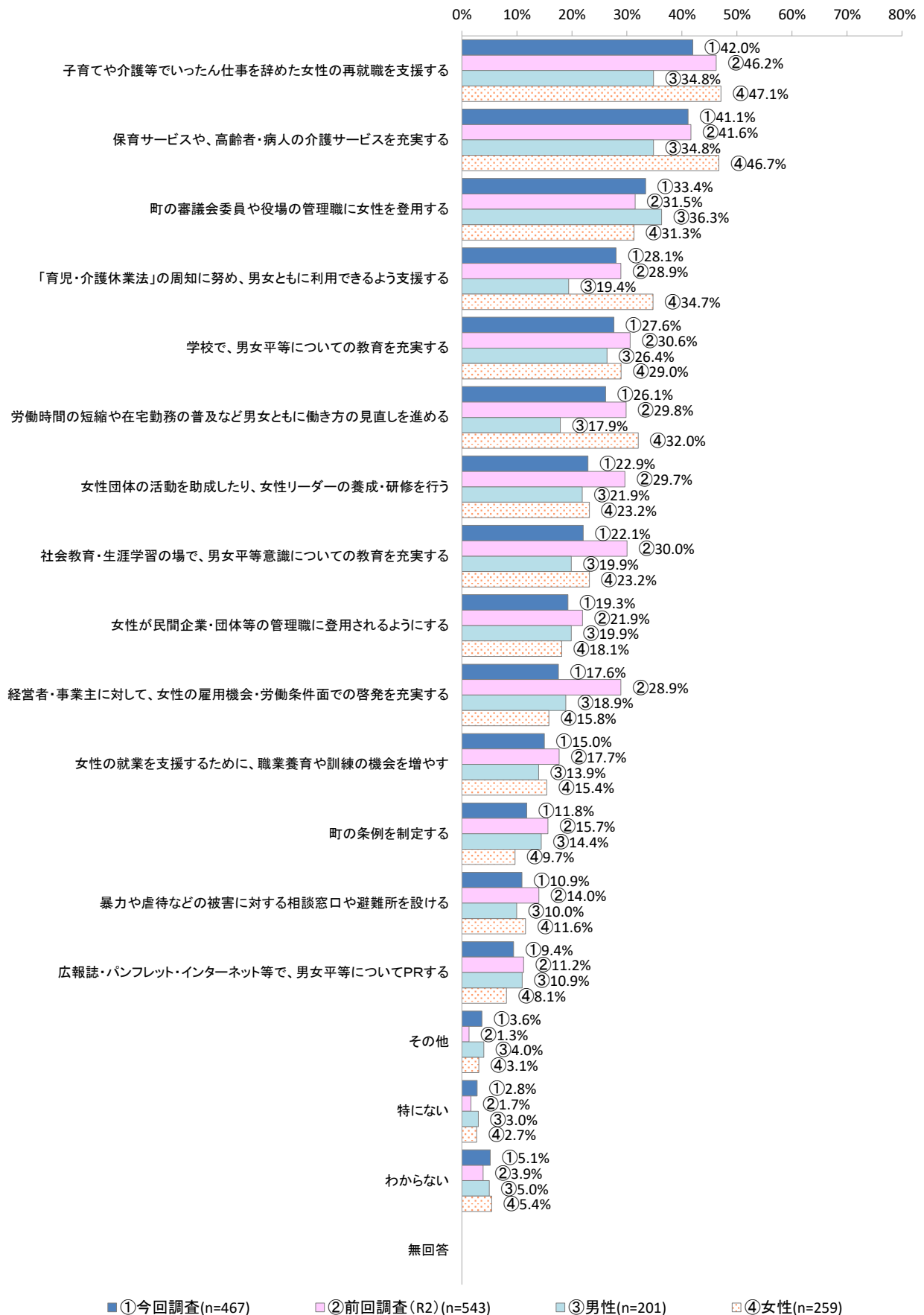


v) 山都町に対する男女共同参画社会づくりのために希望する施策

山都町に対して、男女共同参画社会づくりのために希望する施策は、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援する」42.0%が最も高く、次いで「保育サービスや、高齢者・病人の介護サービスを充実する」41.1%、「町の審議会委員や役場の管理職に女性を登用する」33.4%となっています。

このことから、女性の再就職支援や育児、介護サービスの充実、家庭・職場・地域活動を両立できる支援の体制が必要さが伺えます。

【男女共同参画社会づくりのために希望する施策】



【配偶者等からの暴力について】

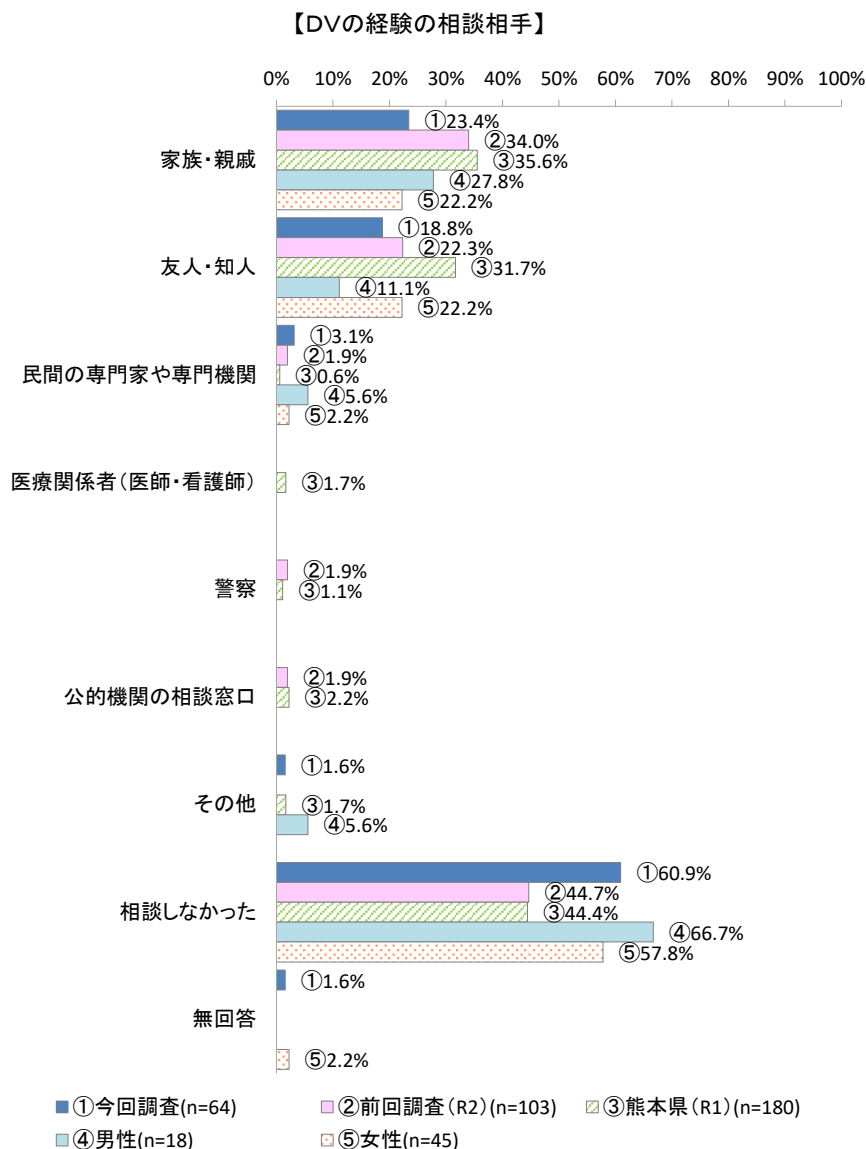
i) DVについて

DVに関する相談の窓口の認知度については、「警察」が64.7%と最も高くなっている。他の機関の認知度が3割以下であることと「1つも知らない」の割合も約2割となっていることより、相談機関の周知が必要と考えられます。

DVであると思うことについては、「打つ・蹴る・殴る」、「殴るふりや刃物を見せる等しておどす」の割合がいずれも9割以上を占めています。また「交友関係や行き先、電話・メール等を細かくチェックする」の割合は約6割となっていますが、65～69歳の男性、60～64歳の女性では7割以上と高くなっています。

DVの経験を相談したかについては、全体では、「相談しなかった」の割合が6割と最も高く、相談相手については、女性は「家族・親戚」、「友人・知人」がいずれも2割、男性は、「家族・親戚」が約3割となっています。

相談しなかったことでDVがエスカレートすることもあるため、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、その存在を広く周知することが重要です。



【男女共同参画の推進について】

i) 認知度について

認知度については、「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」75.4%が最も高く、次いで「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」62.5%、「男女共同参画社会」59.3%となっています。

男性、女性ともに「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」の割合がそれぞれ高くなっています。

男性、女性ともに70歳代以上を除く全ての年代で「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が6割以上を占めている一方で、18～29歳の女性では「男女共同参画社会」の割合が85.7%と高くなっています。

【災害時の男女共同参画のことについて】

i) 防災・災害時の対応

熊本地震発災時に、避難所へ避難された方に問題であったと考えることについてたずねたところ、「間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮がなかった」67.5%が最も高く、次いで「救援物資の育児・介護用品や女性用品が不足していた」35.8%、「避難所のトイレや入浴場所について、男女別の配慮がなかったり、暗がり・死角となる場所への設置等があった」26.8%となっています。

大規模災害に備え、「男女共同参画の視点」から見た取組みについて必要と思うものについては、「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」56.7%が最も高く、次いで「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」55.2%、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針を決める」51.8%となっています。

男性では「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針を決める」、「避難所の運営に、男女がともに責任者となって携わる」がいずれも5割、女性では「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」が6割とそれぞれ高くなっています。

災害時においては、プライバシーと安全の確保や性別に配慮した物資の準備、男女それぞれの視点を活かした避難所運営など誰もが安全に安心して避難生活を送ることができる環境の整備が求められます。

3 山都町の男女共同参画における課題

（１）意思決定・地域活動における男女の均衡化

地域団体・自治振興区・審議会等の役職層では、男性偏在が残っています。募集の周知方法や時間帯、会議運営（オンライン併用等）が参加障壁となる場合があり、女性や若年層、子育て・介護中の方の参画機会が限定されやすい状況です。

女性登用の数値目標の明確化、会議の時間帯・開催方法の工夫（夜間・休日・オンライン併用）、託児・見守り等の環境整備が必要です。

（２）家庭内の家事・育児・介護等の分担の偏在

価値観は改善傾向にある一方、日常の家事・育児では女性の負担が相対的に大きい状況が続いています。分担の不均衡は、女性の就業・復職・地域参画の機会損失や、心身の負担増につながります。

家事シェアの実践講座と家族会議の定着、男性育休・看護休暇の取得促進、短時間・在宅就労の選択肢拡充、地域の見守り・一時預かりの充実が求められます。

（３）ハラスメント・DV・性被害への相談・支援体制

「相談しなかった」割合の増加は、初動の迷いや情報到達の不足、匿名性・時間帯の制約等が一因と考えられます。

24時間・匿名・SNSの複線的相談導線を一体的に周知（#8008等の短縮番号を含む）、地域のゲートキーパー研修（民生委員・PTA等）、医療・警察・福祉・教育のケース会議の定例化により、早期相談と切れ目ない支援につなげます。

（４）災害時の配慮と運営の標準化

避難所でのプライバシー・衛生・安全への配慮に関する町民ニーズが顕在化しています。特に、授乳・更衣スペース、生理用品、要配慮者ゾーン、相談スペース等の整備と、事前に共有できる標準レイアウト・資機材リスト・状況別訓練シナリオの整備が求められます。

状況別訓練（乳幼児連れ・要介護者・性被害想定）の実施、女性の防災意思決定層への参画拡大等を図る必要があります。

（５）生活直結型ニーズへの対応

アンケート調査を通じて、再就職支援、保育・介護サービスの充実、女性登用へのニーズが高くなっています。地域性により、移動・時間の制約が参加や就業の機会を狭めやすい実情があります。

就労と福祉のワンストップ相談、短時間・在宅・季節就労の求人開拓、一時預かり、夕方・土日開催の学び直し講座等の充実が求められます。

（６）若年女性の定着・活躍の可視化

若年層では用語認知や関心が高い一方、地元におけるロールモデルの可視化や、多様な働き方・学び直しの動線が十分ではありません。

町ホームページ・商工会・学校等と連携したロールモデル発信の継続、女性の起業・副業への支援、空き家・空き店舗の利活用支援等を推進する必要があります。



第 3 章 計画の基本理念・基本方針

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

山都町に暮らす一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別に関わりなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、家庭、地域、職場等のあらゆる分野において意識啓発、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会の実現をめざす施策でなければなりません。

本計画では、目指すべき将来像（基本理念）を「誰もが認める 男と女とがステキに生きる町」とし、男女がともに協力し、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

また、町民アンケートの結果や国・県の最新動向を踏まえ、Well-being の向上、地域の持続可能性、災害時の安全・安心を同時に実現する観点を一層重視します。

基本理念

誰もが認める

ひと ひと
男と女とがステキに生きる町

2 山都町における男女共同参画推進のあり方

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政だけが主体的に取り組むべきものではなく、男女共同参画推進の取り組みは、「家庭」「地域」「職場」等住民にとって最も身近な暮らしの場での実践活動が重要です。

山都町における男女共同参画推進のあり方として、一人ひとりが男女共同参画の取り組みを推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

山都町が目指す男女共同参画の姿



3 計画の基本方針

この計画は「誰もが認める 男と女とがステキに生きる町」の実現に向けて、次の4つの項目を基本方針とします。

基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV被害者支援基本計画）

基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や男女の適性や能力に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等感の形成が大きな課題となっています。とりわけ、国の第6次計画等が示す「ジェンダー主流化」や「ウェルビーイングの向上」の考え方を踏まえ、価値観・制度・運用のすべての層で偏見の是正と尊厳の確保を同時に進める視点が求められます。

したがって、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要であり、性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。このため、学び（教育・啓発）と実践（参加・対話）を連動させ、世代横断で「固定観念の見直し→行動変容」へつなげる循環を構築します。

山都町は、性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。あわせて、情報・時間・場所へのアクセス配慮（オンライン活用・配慮提供等）を行い、誰もが参加しやすい環境を“地域の標準”として浸透させます。また、地域や職場等社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。参画においては、意見が反映される過程の公正性・透明性（質）を重視します。

これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画・活躍することで、多様な価値を反映した地域社会づくりが可能となります。その際、町民アンケートで顕在化した「地域活動・意思決定の男性優位感」の是正を重点課題として位置づけます。

一人ひとりが自分らしく、性別や年齢にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、更なる男女共同参画の意識づくり・地域づくりに取り組みます。

施策の柱1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策の柱2 幼少期からの男女共同参画意識の形成

施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の柱4 情報発信とロールモデルの可視化

基本方針ⅠにおけるSDGsのゴール(目標)



基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

近年の自然災害が頻繁に発生している状況や、新型コロナウイルス感染症の流行といった災害・感染症を踏まえ、これらに対する体制整備が求められています。平常時から非常時まで一貫して尊厳・プライバシー・安全を守る「レジリエンス」の考え方を取り入れ、男女双方の視点を地域運営の標準として組み込むことが重要です。

住民の防災意識は高まってきていますが、その一方で、避難所等で男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりが希薄になっていることが危惧されています。町民アンケートで示された配慮不足の実感を踏まえ、誰一人取り残さない包摂の視点を強化します。

特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとられない男女共同参画の視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルづくりや、ともに助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。その際、性別・年齢・障がい・文化等の多様性に配慮したコミュニケーションと役割設計を重視します。

男女が生涯を通じて楽しく・仲良く・いきいきと過ごすためには、心身の健康保持が重要です。

性の特性に応じ、妊娠・出産やがん（前立腺・子宮・乳）等の健康問題に直面する可能性があります。また、近年社会問題になっている自殺は、男性が多い傾向にあり、男女共同参画社会の実現に向けて、性の特性に応じた心身の健康づくりを推進します。加えて、孤立の防止や社会的つながりの再構築を図り、心身の健康を「地域で支える」仕組みを強化します。

更に、女性は、出産・育児・介護等の事情で離職を余儀なくされたり、非正規雇用労働者が多いことなど、男性に比べて貧困等の生活上の困難に陥りやすくなっています。

こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢者、障がいのある人、外国人及びLGBT(性的少数者)等であることを理由に、地域でさまざまな困難を抱える人が、日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、安全で安心して暮らせる地域づくりをめざします。

施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進

施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援

基本方針Ⅱにおける目指す SDGs のゴール(目標)



基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。山都町も例外ではなく、一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。この観点から、国・県が重視する「女性の経済的自立」を地域の持続可能性の要として位置づけます。

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備等の家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。また、職場社会では役職や職務内容に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。家事・育児・介護の公正な分担と職場・地域の文化変革を両輪で進め、機会の公平性と成果の公正さを高めます。

このため、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度の活用など、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

これまで女性は農業や地域おこしにおいても大きな役割を果たしてきました。地域資源を活用した商品・サービスの開発等にも多くの女性が参画しており、新たな価値の創造や市場の開発には、多様な経験・価値観を盛り込むことが不可欠です。女性の起業家や自営業者、農業者等に対する支援と経済分野及び地域活動における男女共同参画の推進は、地域の活性

化に加え、多様な生き方、多様な働き方を選択できる社会の実現という視点においても進める必要があります。さらに、学び直し（リスキリング）とキャリアの再設計を支える環境を整え、多様な働き方と処遇の公正性を両立させます。

以前より男性の家事や育児・介護への参加は増加傾向にありますが、女性の社会参加が進む中で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を推進し、男女がともに活躍する地域づくりをめざします。本方針は、柔軟な働き方の定着と女性の所得向上を通じ、地域の活力とウェルビーイングの向上を図ります。

施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針Ⅲにおける目指す SDGs のゴール(目標)



基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）

暴力は、人権を踏みにじる行為であり、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、DV（ドメスティック・バイオレンス）等があります。

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。暴力を社会の構造的課題として捉え、予防から自立支援までの一連の流れを地域全体で担う視点が不可欠です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性への人権軽視があると言われています。町民アンケート結果である「相談行動の停滞」を深く認識し、アクセス障壁の低減を方針に位置づけます。

このような状況を改善していくために、DVを正しく理解し、個人のみではなく地域社会

の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、さらには若年層への予防教育を推進する必要があります。あわせて、誰もがいつでも安心して支援に到達できる状況（時間・場所・手段のアクセシビリティ⁴）を確保し、また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな関係部局や関係機関との連携強化を図りながら、男女間の暴力のない地域づくりをめざします。

施策の柱1 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の柱2 相談体制の整備と被害者支援の充実

施策の柱3 被害者の保護・自立支援に向けた関係機関連携の強化

基本方針Ⅳにおける目指す SDGs のゴール(目標)



⁴ アクセシビリティ：年齢や障がいの有無、生活環境等にかかわらず、情報やサービス、参加機会に「利用しやすく、到達しやすい」状態を指します。

第 4 章 基本理念実現に向けた施策の展開

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

目標値

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
自治振興区や地域活動の場において 「平等になっている」と感じている 人の割合	22.7%	30%

(指標内容：アンケート調査)

施策の柱1 固定的な性別役割分担意識の解消

家庭、学校、地域、職場等日常のあらゆる場に残る性別による思い込みや固定観念を見直し、誰もが尊重される風土を醸成します。

世代間・地域間で差が生じやすい意識の偏りに着目し、分かりやすい広報と継続的な学習機会を組み合わせ、理解の段階的な定着を図ります。また、アンコンシャス・バイアス⁵への気づきと対話を促し、具体の行動変容につなげます。

1 男女共同参画の意識啓発と情報提供

No	施策	実施内容	所管課
1	住民に向けた男女共同参画に関する情報発信	男女共同参画を推進するために広報誌への掲載頻度の向上を図ります。 さらに、町ホームページやSNSを有効に活用することで、住民に有益な情報を発信します。	健康福祉課
2	地域団体等に対する慣行等の見直しの啓発	地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。	健康福祉課 生涯学習課
3	生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できるよう多様化・高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会を提供します。	健康福祉課 生涯学習課

⁵ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）：自分では気づかないうちに、性別や年齢、立場などに基づいて「〇〇はこうあるべき」と判断してしまう思い込みを指します。

4	男女共同参画に関するセミナー、講座の開催または情報提供	家庭や地域で男女平等意識を育むために、セミナーや講座を実施し、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。	健康福祉課
5	アンコンシャス・バイアスの気づきと対話の定例化	地域・学校・職場において、無意識の思い込みに気づく学習と、家庭内の役割分担・地域役割の見直しにつながる対話機会を定例的に実施します。	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課

2 男女共同参画に関する調査、情報収集

No	施策	実施内容	所管課
6	男女平等に関する調査の推進と研修の充実	男女平等に関する調査を推進し、研修等による意識啓発や、関係者における情報等の共有化を図ります。	健康福祉課
7	男女共同参画に関する情報の収集	国・県・関係機関からの広報紙、情報紙等を広く提供します。	健康福祉課

施策の柱2 幼少期からの男女共同参画意識の形成

成長段階に応じた学びを通じ、互いを尊重し協力し合う姿勢を育みます。

学校教育・社会教育・家庭教育の連携を強め、人権・多様性・情報モラル・性の同意等の内容を体系的に扱い、地域の実情に根差した教材・機会を整備します。

保護者や地域団体とも協働し、家庭・地域ぐるみでの実践につなげます。

1 家庭や地域での男女共同参画の推進

No	施策	実施内容	所管課
8	青少年健全育成事業の推進	人権、男女共同参画の視点で、青少年を有害環境から守るための取り組みを推進します。	生涯学習課
9	家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進	広報誌、町ホームページ等での情報提供など、あらゆる機会を利用して、男女がともに家庭及び地域に参画する意識の浸透を図ります。	健康福祉課

10	男性の家庭生活等への参画の促進	男性に向けた育児や介護に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促します。	健康福祉課
11	図書館・公民館での学習機会の拡充	展示・読書活動・ワークショップを通じ、親子で学ぶ場を設けます。	生涯学習課
12	保護者・地域と連動した学びの推進	PTA・地域団体と連携して短時間講座や教材の共有を行い、家庭・地域ぐるみの理解定着を図ります。	学校教育課 生涯学習課

2 学校等での男女共同参画教育の推進

No	施 策	実施内容	所管課
13	系統的学習の明確化と学校間連携	発達段階に応じた学習内容（人権・多様性・性の同意・情報リテラシー ⁶ 等）を整理し、小中高校・地域学習の接続を図ります。	学校教育課
14	男女共同参画社会をめざした教育の推進	すべての学校において、「特別活動」等の時間を活用し、男女共同参画をテーマにした教育を推進します。発達段階に応じた人権・多様性・キャリア教育の推進に取り組みます。	学校教育課
15	学校における健康教育、性教育の充実	すべての学校で、思春期における身体とこころの健康問題に対応する健康教育及び男女平等の促進・性差別の解消に向けた性教育の充実を図ります。	学校教育課
16	男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動を推進するとともに、固定的性別役割分担意識を容認しない社会づくりに努めます。	健康福祉課 学校教育課
17	職場体験、ボランティア等の体験活動の充実	すべての学校において、性別にこだわることなく、将来どのような仕事に就きたいのか、どのような生き方をしたいのかを見つけることを大事にしたキャリア教育を推進します。	学校教育課
18	保護者に対する意識啓発の推進	子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTA等の保護者による活動を通じ、男女双方の参加促進を図ります。保護者に対してもスマートフォン等の適切な利用方法について普及・啓発します。	学校教育課

⁶ リテラシー：情報を正しく理解し、適切に使いこなす力を指します（例：情報リテラシー）。

3 性別にかかわらずあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供

No	施 策	実施内容	所管課
19	人権を尊重する意識の醸成	人権尊重の意識を高めるため、講演会や街頭啓発等、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	生涯学習課
20	L G B T (性的少数者)等の理解講座による啓発	L G B T (性的少数者)等に関する正しい情報を提供し、当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に生き方を選択できる社会の実現に努めます。	健康福祉課 生涯学習課
21	人権相談の実施	専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。	健康福祉課

施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においても、その活動分野の拡大が進んでいますが、政策方針決定の場においては、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。

まちづくりの意思決定に多様な視点を反映させるため、審議会や地域組織への女性の参画を計画的に拡大します。“女性ゼロ”の解消と女性比率の向上を目標に、公募・推薦の在り方を見直し、人材情報の整備・提供と参加環境の標準化を進めます。あわせて、参画後の育成・登用の循環構築を図ります。

1 公的審議会等への女性委員の登用促進

No	施 策	実施内容	所管課
22	政治分野における男女共同参画推進法についての啓発	女性が議会への参画を促進するため「政治分野における男女共同参画推進法」について周知を図り、議員としての役割や活躍について考える取組を支援します。	総務課 議会事務局
23	行政における審議会等委員への女性の積極的登用の促進	住民の理解を深め、性別に関係なく審議会に参画する機会を創出することに努めます。また、委員選任に当たり、女性比率の向上を図るとともに、公募・推薦の在り方を見直します。	総務課

24	職員の管理職への女性登用の拡大	能力と適性に基づき女性職員の管理職への更なる積極的登用を推進します。	総務課
25	女性職員の職域拡大	各種研修を通じ、町政を担う職員の能力向上を図り、性別にとらわれず、それぞれの能力や適性に応じた職員配置を行います。	総務課

2 あらゆる分野における女性の参画促進

No	施 策	実施内容	所管課
26	自治振興区活動における男女共同参画の促進	自治振興区における女性部の設置を促進し、男女共同参画による地域活動の気運の醸成を図ります。	まちづくり課
27	地域活動における女性の参画	地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	まちづくり課
28	地域で活躍できる女性の 人材育成及び発掘	政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するための講座の情報提供等の支援に努めます。	生涯学習課

施策の柱4 情報発信とロールモデルの可視化

町内外の多様な生き方・働き方・地域参画の事例を継続的に収集・発信し、住民の意思決定や進路選択を後押しします。

動画・記事・SNS・地域イベントを横断して、世代×分野×働き方の多様な事例を蓄積・公開し、すべての地域でもアクセスできる環境づくりを推進します。

1 地域内ロールモデルの継続的発信

No	施 策	実施内容	所管課
29	ロールモデル・ギャラリーの常設	町ホームページ・SNS・公共施設において、計画的に事例を紹介します。	健康福祉課
30	先進事例の調査・視察	先進自治体・関係機関の制度設計や運用、住民参画の工夫、官民連携の実践を学び、山都町の施策への反映を目的に実施します。	健康福祉課

基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

目標値

項目	現状 (令和7年度)		目標 (令和12年度)
女性の防災士資格取得者数	8人	→	15人 (指標内容：取組活動)
項目	現状 (令和7年度)		目標 (令和12年度)
健康づくりに取り組む企業・団体数 (「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」登録数)	13団体	→	20団体 (指標内容：取組活動)

施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進

国は、災害対策における事例をもとに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。

平常時から非常時まで、誰もが尊厳と安全を保てる防災体制を確立します。避難所や物資配分、情報伝達に男女双方の視点を取り入れ、プライバシー・衛生・安全への配慮を標準化します。さらに、状況別訓練の定例化と女性の防災参画拡大により、実効性の高い地域防災を進めます。

1 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

No	施策	実施内容	所管課
31	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発	日頃の備えや災害時の復旧活動や避難所運営等、あらゆる防災対策に女性の視点が反映され、また性別や年齢に関わらず誰もが活躍できるよう、地域における防災セミナーや防災訓練開催等の機会をとらえて啓発を行います。	総務課

32	避難所等における配慮と安全・安心の確保	男女共同参画の視点での防災・復興対策を平常時から意識し、自治振興区等と連携して研修会の実施や情報発信を行います。	総務課 健康福祉課
33	医療・福祉・警察との連携体制整備	平時からの連絡体制を確認し、災害時の役割分担を共有します。	総務課

2 防災分野への女性の参画促進

No	施 策	実施内容	所管課
34	災害対策の方針決定過程への女性参画の促進	男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、防災会議等への女性の参画を促進します。	総務課
35	自主防災組織における女性の参画促進	会合や研修会での啓発を通し、自主防災の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。	総務課
36	女性リーダーの養成	防災に関する地域活動を男女共同参画の視点に立ち、県が実施する養成講座等の周知・啓発を図るなど、地域の防災を担う女性リーダー等の人材育成を行います。	総務課

施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

生涯を通じた健康を保持増進するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を推進する必要があります。

あらゆる年代が心身の健康を維持・増進できるよう、ライフコースアプローチや性差の特性に配慮した支援を推進します。

健診受診や相談につながる情報提供を強化し、すべての地域にも届くようあらゆる手段を組み合わせ、孤立の防止と地域のつながりの再生にも取り組みます。

1 性別に応じた心と身体健康づくりの推進

No	施策	実施内容	所管課
37	ライフコースアプローチに応じた健康の保持及び推進	生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査・がん検診の受診促進や健康教育等を推進します。	健康福祉課
38	健康相談の充実	心の悩みや体の悩み、出産期・更年期に関する悩み等について窓口相談の充実を図ります。	健康福祉課
39	こころの健康づくりの推進	こころの健康づくりの推進のため、相談窓口一覧の配布や啓発活動等を実施します。特に、働く世代への対応が必要となっていることから、職域連携を図りながら事業を推進します。	健康福祉課

2 妊娠・出産に関する理解の促進

No	施策	実施内容	所管課
40	妊娠や出産についての広報・啓発	妊婦に対する配慮を住民に周知・啓発するマタニティマークの利用を促進し、理解を深めます。	健康福祉課
41	不妊に関する相談や治療費助成等の支援	妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、相談・支援を行います。	健康福祉課
42	妊婦健康診査の実施及び受診の重要性の周知	妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を実施します。	健康福祉課
43	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ ⁷ の学習	母子保健施策と連携し、相談体制を整えます。	健康福祉課

⁷ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：妊娠・出産、不妊、更年期など、性や妊娠・出産に関わる健康全般を指します。

施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援

経済・就労・住まい・家族関係等の困りごとに対し、早期に相談へつながる導線を整え、就労・福祉・教育等の関係機関連携による切れ目ない支援を進めます。多様性（障がい、国籍、性的指向・性自認等）に配慮し、わかりやすい情報提供の徹底に努め、互いを尊重して支え合う地域社会の実現を図ります。

1 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

No	施 策	実施内容	所管課
44	支援体制の強化	さまざまな生活上の困難に直面する方に対し、相談員や関係機関等が連携し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、支援体制や支援策の効果的な広報活動を推進します。電話・SNS・メール等の相談窓口を案内し、適切な支援に接続します。	健康福祉課
45	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び母子・父子家庭自立支援給付金の支給による支援	母子・父子家庭や寡婦家庭への就学資金、技能習得資金等の貸付制度の周知に努めます。また、母子家庭・父子家庭の親が就職に有利な資格等の取得のための自立支援給付金の制度の周知に努めます。	健康福祉課
46	ひとり親相談の推進	ひとり親の生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を総合的に行い、ひとり親世帯の自立を支援するため、福祉資金の貸付を含めた各種相談事業の制度周知に努めます。	健康福祉課
47	生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実	生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。	健康福祉課
48	住居確保への情報提供・連携	関係部局と連携し、住まいの確保を支援します。	健康福祉課

基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

目標値

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
職場において「平等になっている」と感じている人の割合	39.4%	→ 50%

(指標内容：アンケート調査)

施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

採用・配置・登用・能力開発の各段階で公平性と透明性を高め、女性の継続就業と活躍の場を計画的に拡大します。

処遇改善の向上、ハラスメント防止、評価の客観化を図り、事業所規模に応じた着実な改善サイクルの構築を支援します。

1 男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

No	施策	実施内容	所管課
49	女性活躍推進法の周知	女性活躍推進法を周知し、女性の職業生活における活躍の推進と、豊かで活力ある社会の実現を図ります。	健康福祉課
50	雇用に関する関係法令の周知	募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差がないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。	健康福祉課 商工観光課
51	企業、団体等の意思決定過程における女性の参画	企業や団体等に向けてポジティブ・アクション等についての情報提供やセミナー等を実施し、女性登用や人材活用の促進を働きかけます。	健康福祉課 商工観光課
52	男女共同参画に関する企業の研修等への支援	企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	健康福祉課 商工観光課
53	ポジティブ・アクションの周知及び取り組み促進	国、県等と連携して啓発を行うとともに、企業・事業所訪問、積極的に女性を登用している事業	健康福祉課 商工観光課

		所の紹介等を通じて、ポジティブ・アクションの理解と取り組みを促進します。	
54	女性の能力開発・OJT 支援	階層別・職種別の育成機会を整備し、異動・職務拡大と組み合わせてキャリア形成を支援します。	健康福祉課 商工観光課

2 ハラスメント防止対策の推進

No	施 策	実施内容	所管課
55	労働施策総合推進法について企業へ周知	労働施策総合推進法に基づく、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント等の防止対策について、企業に対して周知を図ります。	健康福祉課 商工観光課
56	セクシュアルハラスメント等対応体制の確立	職場におけるセクシュアルハラスメント等を防止するために、相談窓口の周知、対応担当者・管理職への研修を促すなど、対応体制を強化に向けた支援に努めます。	健康福祉課 商工観光課
57	相談窓口の情報提供と充実	働き方・両立・ハラスメント等の相談窓口を明確にし、従業員が安心して利用できる体制を周知します。相談後の対応方針や再発防止の流れを明示し、信頼性の向上を図ります。	健康福祉課 商工観光課

施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

家族経営・小規模事業の実態に即し、役割分担と就業条件の明確化、衛生・安全配慮の徹底、販路拡大を一体で進めます。

家族経営協定の普及や季節就労の労務設計を通じて負担の偏在を緩和し、女性の能力が適切に評価される環境を整えます。

1 働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

No	施 策	実施内容	所管課
58	農業における家族経営協定の締結促進	農業や自営業等の家族経営事業所において、家族の協力や理解が得られるよう、家族経営協定制度等を活用し支援します。	農業振興課

59	自営業に従事する女性への支援	商工会等を通じて、女性は経営のパートナーであることを啓発し、女性の活躍機会の拡大を目指します。 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります。	商工観光課
----	----------------	--	-------

2 女性の就業・起業支援

No	施 策	実施内容	所管課
60	女性の昇進意欲向上のためのステップアップ講座等の開催	仕事に必要な資格や技術・職業訓練の情報収集を行い、情報提供と相談体制の充実を図ります。	商工観光課
61	女性の活躍支援に関する情報提供	就労を希望する女性に向けて、本人の希望に合った講座やセミナー、各種制度の案内等をSNS、町ホームページ、フリーペーパーにより発信します。	商工観光課
62	リカレント教育 ⁸ の推進	一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できるよう、情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。	商工観光課

施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の是正と柔軟な働き方の拡大により、離職防止と人材定着を図ります。

短時間正社員・フレックスタイム・在宅ワーク等の制度活用を促し、男性の家事・育児・介護参画を進めます。家庭・地域・職場が相互に補完する取組を推進します。

出産・育児・介護・療養等で離職した方の再出発を支えるため、基礎スキルの学び直しと段階的な就労機会を整備します。

地域で描ける将来像を具体的に示し、学び・働き・暮らす選択を後押しします。キャリアと暮らしの情報の一体的発信、ロールモデルの継続的な紹介、交流・相談の場づくりにより、地元での活躍の姿を可視化し、定着につなげます。

⁸ リカレント教育：社会人が、仕事や生活の節目に学び直し（学習・技能習得）を行い、就労やキャリア形成につなげる取組を指します。

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

No	施 策	実施内容	所管課
63	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。 また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。	健康福祉課
64	仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実	育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努めます。短時間勤務、フレックスタイム、テレワーク等の活用を促進し、長時間労働の是正等に取り組みます。	健康福祉課
65	企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進	企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等の利用を奨励します。	商工観光課

2 仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

No	施 策	実施内容	所管課
66	休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実	一時的に保育を行う一時保育の充実を図ります。日曜日・祝日に保育を行う休日保育についてはニーズに合わせて検討します。	健康福祉課
67	病後児保育事業の充実	保育士や看護師とともに専用の保育室で保育を行う病後児保育事業の充実を図ります。	健康福祉課
68	放課後児童クラブの充実	放課後や長期休暇時に、小学校1年生から6年生までの就労家庭の児童を放課後児童クラブにて受け入れます。放課後における子どもの健全な育成を支援するため、放課後児童施設の環境整備や支援員の質の向上等によりクラブの充実を図ります。	健康福祉課
69	子育て支援センターの充実	妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として子育て支援センターの充実を図ります。	健康福祉課
70	介護離職を防ぐための環境整備に向けた取組の推進	介護と仕事の両立に向けた取組を進めるため、情報誌等による啓発や、講座等を実施し、介護	健康福祉課

	進	離職を防ぐための取組を推進します。	
71	離職者の再就職支援と学び直し機会の提供	基礎スキルの習得、就業に向けた準備支援、多様な就労機会の創出に取り組めます。	健康福祉課
72	学び・就業・暮らしの環境整備と情報発信	キャリアや生活情報の発信、ロールモデルの紹介、交流・相談機会の提供を行います。	健康福祉課
73	家族で介護を行う人への家族介護交流事業、認知症介護家族会の実施	家族で介護を行う人同士の交流事業や認知症介護家族会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図ります。	健康福祉課

基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）

目標値

項目	現状 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合	39.1%	70%

(指標内容：アンケート調査)

施策の柱1 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて広く住民の理解を深め、暴力を認めない社会の実現と、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

暴力は人権を侵害し、生命・身体・生活基盤に深刻な影響を与えます。地域社会全体で「暴力を許さない」規範を共有し、早期の気づきと未然防止を重視して、日常の場面（家庭・学校・職場・地域）における予防的な働きかけを計画的に進めます。

1 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

No	施策	実施内容	所管課
74	総合的な啓発の展開	広報紙・チラシ・掲示・町ホームページ・SNS等を活用し、暴力の定義、相談窓口、支援の流れを分かりやすく周知します。	健康福祉課
75	関係機関との連携強化・ネットワーク機能の充実	関係機関と情報共有を図ります。	健康福祉課
76	DVやハラスメント、ストーカー防止のための教育・啓発の実施	相談窓口の情報等を掲載した啓発グッズを公共施設や病院、企業等に協力を依頼し、設置します。	健康福祉課

77	こころとからだのケアに関する講座等の実施	パートナーと自分の関係を見直すきっかけづくりを目的とした、モラル・ハラスメント等の精神的なDVを中心とした講座等を支援します。	健康福祉課
78	地域見守り力の推進	民生委員、自治振興区、PTA、事業所担当者等を対象に、気づき・初期対応・連絡の基本を学ぶ機会を設け、地域全体の見守り力を高めます。	健康福祉課

2 若年者に対するDV 予防教育の推進

No	施 策	実施内容	所管課
79	学校教育における暴力防止教育	人権尊重の意識を高めるため、広報・町ホームページ等の各種メディアの活用や、イベント等の機会を通して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	学校教育課
80	未然防止のための教育啓発	①幼少期から人権を尊重し暴力を許さない心を育むため、家庭教育の大切さについて啓発に努めます。 ②児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導の充実に努めます。 ③中学生や高校生等の若年者向けの啓発冊子やリーフレットを作成・配布し、デートDV防止の啓発に努めます。	学校教育課
81	暴力の予防・根絶に向けた意識啓発	「若年層の性暴力被害予防月間」等の多様な機会を捉えた啓発を充実します。	学校教育課

施策の柱2 相談体制の整備と被害者支援の充実

緊急時における被害者等の安全確保から、避難後の生活再建等を含め、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

関係各課及び関係機関と協力して広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。また、医療機関や教育委員会との連携により、職務上DV被害者や子ども

もが訪れる施設の関係者に対し、DV被害者の疑いがある場合の通報徹底を促します。

被害者の安全確保を最優先としながら、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの横断的な支援に努めます。

いつでも・どこからでも相談できる体制を整え、安心して話せる環境を確保します。24時間・匿名・SNS等の複線的相談導線の周知を進め、初期対応から保護・自立支援まで切れ目ない支援につなげます。

1 相談体制の整備と相談窓口の周知

No	施策	実施内容	所管課
82	DV被害の早期発見と相談機能の強化	児童虐待やDV等の早期発見や適切な保護が実施できるよう関係機関との連携・協力体制の強化を図り、山都町要保護児童対策地域協議会を開催します。	健康福祉課
83	DV被害者のための相談導線の複線化・周知強化	住民に身近な相談窓口の適切な運用をします。電話・オンライン（#8008 や DV 相談+（プラス））等の複数手段を併記し、時間・場所の制約を受けにくい相談経路を示します。	健康福祉課
84	関係者による通報の周知	被害者を発見したときは、直ちに町や警察に通報ができるよう、広報紙等を活用しDV防止法に基づく通報についての周知に努めます。	健康福祉課

2 被害者の安全確保の徹底

No	施策	実施内容	所管課
85	被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子どもについて、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩等のないよう努めます。	健康福祉課
86	子どもの安全確保とケア	関係機関と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、被害者の子どもの生活について適切に配慮されるよう慎重に対応します。	健康福祉課 学校教育課
87	高齢者、障がい者及び女性の緊急時の安全確保と一時保護の実施	高齢者、障がい者及び女性のDV被害者に対し、保護を求めたときから一時保護施設入所までの安全を確保し、被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めていけるよう支援します。	健康福祉課

3 被害者支援の充実

No	施 策	実施内容	所管課
88	被害者の自立支援	保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として支援グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。	健康福祉課

施策の柱3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携協力体制の充実に努めます。

住まい・就労・学び直し・家計等の生活再建を部局横断で支える体制を整え、被害者の尊厳と選択を尊重します。

1 関係機関との連携強化

No	施 策	実施内容	所管課
89	DV等に関する相談体制の充実	広報・町ホームページ等によるDV等に関する情報の啓発に努め、DVやハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、研修等に相談員を参加させ、最新の知識の習得、スキルアップを図ります。	健康福祉課
90	庁内連携の強化	庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署や子育て関連の部署等において、情報の管理と意識の徹底を図ります。	健康福祉課
91	庁外関係機関との連携強化	医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。	健康福祉課

第 5 章 計画の推進及び進捗管理

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進体制

(1) 住民、事業所、関係団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と住民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所における役割も大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

(2) 山都町男女共同参画社会促進懇話会の開催

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、よりよい施策とするための意見を提言します。

(3) 庁内組織の連携強化

役場内における庁内作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

(4) 国、県等との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取り組みを行います。

2 計画の進捗管理・評価

数値目標、施策目標について評価を行うとともに、各項目について関係課で取組状況を評価し、次年度以降の施策に反映させます。特に中間年度の3年目には取組をまとめて評価します。



第 6 章 資 料 編

第6章 資料編

1 山都町男女共同参画社会促進懇話会委員

役職	所 属 名	名 前
委員長	山都町女性の会連絡協議会	吉川 美加
委員	山都町消防団	本田 幸也
委員	ケアハウス光露館	井上 晃裕
委員	山都町農業委員会	門岡 和美
委員	山都町人権擁護委員会	小屋迫厚文
委員	山都町 PTA 連絡協議会	佐間野俊祐
委員	菅尾保育園	武元 紘子
委員	学識経験者	飯星美恵子

※敬称略、順不同

2 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布、施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが需要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると共に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度または慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

（国際的協定）

第7条 男女共同参画社会の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法律上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文章を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 二 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 三 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県または市町村は、都道府県男女共同参画計画または市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等にあたっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24名以上をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めたときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女協働参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

熊本県男女共同参画推進条例

平成13年12月20日公布 熊本県条例第59号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条—第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢が急速に変化するなかであって、県民一人一人が人として尊重される真に豊かなで活力ある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を要因したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協定）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（県民の責務）

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

（男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止）

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次の掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を不える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を不える暴力的な行為

（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これは公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選出に当たっては、できる限り男女の数の均等を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第 23 条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内の在勤若しくは在学するものは、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めたときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 2 項の規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第 24 条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 25 条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 男女共同参画計画の策定に関する事項

二 第23条第1項の苦情の処理に関する事項

三 県が実施する男女共同参画の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれかの委員の数も、委員総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事情は、知事が定める。

附則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。



第4期山都町男女共同参画計画

発行年月 令和8年3月

編集・発行 山都町 福祉課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町 6 番地

TEL:0967-72-1111 / FAX:0967-72-1080